

第二十二回 参議院農林水産委員会會議録第二十一号

(二七四)

昭和三十年六月二十三日(木曜日)午前
十時五十四分開会

委員の異動

六月二十二日委員加瀬完君辞任につ
き、その補欠として三橋八次郎君を議
長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 江田 三郎君
理事 白波瀬米吉君
三浦 辰雄君
戸叶 武君
千田 正君

委員

青山 正一君
大矢半次郎君
田中 啓一君
長谷山行毅君
飯島連次郎君
溝口 三郎君
森 八三三君
清澤 俊英君
三橋八次郎君
東 隆君
棚橋 小虎君
鈴木 強平君
松浦 東介君

衆議院議員

国務大臣

高橋達之助君

政府委員

農林政務次官 吉川 久衛君
農林省農地局長 渡部 伍良君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
会専門員 農林省農林経
済局金融課長 和田 正明君

説明員

本日の會議に付した案件

○農林水産政策に関する調査の件
(農産物に関する日本国とアメリカ
合衆国との間の協定の締結について
承認を求めるの件に関する件)

○積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の
一部を改正する法律案(衆議院送
付、予備審査)

○昭和三十年四月及び五月の凍霜害、
水害等の被害農家に對する資金の融
通に関する特別措置法案(内閣送
付、予備審査)

○愛知用水公団法案(内閣送付、予備
審査)

○委員長(江田三郎君) ただいまから
農林水産委員会を開きます。

議題に追加いたしました、農産物に
関する日本国とアメリカ合衆国との同
等の協定の締結について承認を求める
の件を議題にいたします。本件につきま
しては昨日の外務委員会との連合審査
の結果によつて、本承認案件の取扱
いについて本委員会の方針をおきめ願
いたいと存じます。

なお右に關しまして高橋經濟審議庁
長官から発言を求められておりますか
ら、お聞きを願ひいたします。

○国務大臣(高橋達之助君) 昨日の外
務との連合委員会におきまして、余剰
農産物の受け入れの問題につきまして

検討されましたときに、余剰農産物に
よつて見返り資金の使用につきまして
各省間の連絡が不十分でありましたた
め、まことに恐縮に存する次第でござ
います。いろいろ協議いたしました結
果、本年度はすでに予算で決定いたし
ておりますから、本年度の分を予算
通り一つ御承認願ひとう存じますが、
明年度の予算の編成に当りましては、
余剰農産物を受け入れることができる
とできないにかかわらず、既定の計
画を実施し得るよう十分検討すること
といたしますから、どうかさしあた
り今年度の余剰農産物の受け入れにつ
いての政府の原案を御承認願ひたいこ
とをお願い申し上げます。

○森八三三君 ただいまの經濟長官の
お話に關連いたしました一、二質問を
いたしたいと思ひますが、お話をあ
りました明年度の余剰農産物を受け入
れは、今後の問題でありまして、お話を
通り未確定であります。そこでそのこ
とが進むか進まないにかかわらず既定
の計画遂行については予算的に万全
の措置をとるといふことであります
が、その意味は經濟六カ年計画に盛り
込まれておる千三百五十万石の増産に
必要な既定の計画に要する経費と、そ
れから昨日農林省から示された新し
い四地区の別個の開発に要される
資金、その總計を措置する、こゝにい
う意味でありますのか、その内容い
かんによつては新しく計画せられます
四つの地区の場合にはやが、それが
千三百五十万石の既定計画に影響を
与へてくるということになります

と、この協定によりまして国内の農業
開発に悪影響をもたらされるというこ
とに……影響を持つことになるわけ
でありますので、非常に遺憾な結果が生
まれると思ひますが、この趣旨はど
ういふ趣旨でございしますか、まずお伺
いをいたします。

○国務大臣(高橋達之助君) 經濟六カ
年計画におきましては、米の換算とい
たしまして六年後千三百五十万石を増
産するという計画をもつて進んでおる
のでございしますが、もちろんこれと相
並行して参るわけなんでありまして、
その計画以上の米が生産されるという
数字につきましては、愛知用水そのほ
かにつきましては必ずしも米穀が幾ら
できるというところはまだきめておりま
せん。きまりませんが、全体につきま
して既定の方針として食糧増産計画を
立てております以外に、新しくこれだ
けの開発をするわけでありまして、
それだけにはある程度のプラスになりま
すが、その間ははつきりとしたそれでは
従前の計画をこれだけやると、それ
にこれだけの金を十分ふやすのだとい
うことの私は言葉を与えることはでき
ないと思ひますが、しかしながら新し
く計画されて、農地開発のために計画
されておるというところは、そのことは
中途でやめるわけには行きません。ど
うしても行きます。新しく計画を立て
られたならばこれは実行して行かな
ければならぬ、こゝういふことだけは私
はつきりここに申し上げたいと存する
わけでありまして。

○森八三三君 そうしますと、この愛
知用水以下四地区のやつは、今年度か
ら明年度にかけてその計画が実施され
るようには予算的な資金的な措置を講
ずる。がしかし、その講ずる過程にお
いて予算的に資金的に困難が生じた
場合には、既定の食糧増産計画に影響
を持ち来たとするよりもなるかと
思ひますが、そうなりますと、申し
上げましたように、余剰農産物の受け
入れによつて国内の開発をやつて参り
ますことが、既定の国内農業開発に
至大な影響を持つてくるということに
なりますので、この協定の趣旨から
言つてまずい結果が生ずるというよう
にも思ひますが、そゝういふようにはな
りませんかどうか、もう一ぺん重ねて
お伺ひいたします。

○国務大臣(高橋達之助君) ただいま
の御質問の趣旨は大体よく私了解いた
しましたが、こゝういふ新しい計画を立て
て、それで一年着手する、あとこれ
を遂行して行かなければならぬ、それ
には非常に大きな金がかかる、その金
の方に既定の食糧増産計画に充ててい
る予算を振り向けてしまつて、既定の
方針が遂行できなかつたら困る、これ
はまことにこゝもつとな質問だと思
ひますが、それに影響のないようにこれ
だけのものを新たに加えて行く方針に
なつて行きますが、しかし私の最後
に申し上げましたことは、千三百五十万
石を今作ると言つておるのだが、愛知
用水の方にこれだけの金をもつてこれ
だけのことをやつたら幾らの米穀の増

産ができるかという点につきまして、それをプラスしろ、こういうことについては私は多少考慮させていた。ききたい、こういう点なんぞでございませう。今初めお話し申し上げました通りに、この既定の食糧増産計画に、今度のものをやるために支障を来たさないということには、十分努力をいたしたいと存じます。

○溝口三郎君 ただいま森委員からの御質問に對しまする高橋長官の御答弁がありました。千三百五十万石を三十五年までにやる、六カ年計画によつて。それと愛知用水との関連でございしますが、これは昨日私はまだはつきりしていない点がありますから、別の機会に事務当局に數字について質問いたしたいと思ひます。ただいまの御説明で本年度は三十億が農業開発にきまつた、だから本年度は変更することはできないから、予算通り実行する、という御説明があつたわけでございますが、昨日は三十億の区分につきましても、御列席の三大臣の御協議の上、愛知用水は二十五億にして、五億は北海道に回すという御協議ができたようでございますが、北海道というのはいさぐさ的に篠津の地区を指して言われたのか、あるいは機械開墾の項目には根拠原野がありますが、それは含まれていないかどうか、機械開墾のうちにもう一つは青森の上北平野がありますが、それは本年度は実行しないのかどうか、それを明確にしておく必要があると思ひます。お伺ひいたします。

○國務大臣(高橋達之助君) ただいま御質問の点につきましては、一応これは農林当局からお答え申し上げた方がよいと存じます。ただ現在三十億円

の中の五億をもつて北海道その他へさくというこの協議はいたしておるわけでございます。そこで、その計画を実行するということにつきましては明年度以後についてはこれについては十分検討しよう、というふうに相なつております。それで、内容につきましては私はまだなんでもございませうが、農林当局から御答弁いたします。

○溝口三郎君 委員長にお願いいたしますが、本年度の配分がこれが問題があると存じますから、今高橋長官は御答弁できないようでございますから、内容について農林当局なり大蔵当局の出席を要望したいと思ひます。

○委員(江田三郎君) ただいまの溝口委員の農林当局を呼ぶことは連絡いたします。

○田中啓一君 関連して、森さんの御質問を横取りしたようであり、一応縮めてあります。関連をしてもう一応くどいようでありますけれども、長官に確かめておきたい。それは、ただいま長官の御説明になりました千三百五十万石を増産するという計画には、つまりその国家資金計画には支障のないようにまず第一に持つて行くんだ、そしてそのほか余剰農産物の受け入れというの、それも一応に食糧自給度の向上というのを目標としておるのであるから、余剰農産物の方の金をプラスの増産の方へ持つて行くつもりだ、その金が今年約三十億予定されておるわけだ、今年はこの三十億で了承を願ひたいが、来年さらにもし余剰農産物を受けることになりますれば、このプラス増産というものをさらに努力をして持つて行くつもりだ、こ

ういふお話であつたと私は了解をいたしました。これはまことに私は御努力を多とするのでございませう。実は予算委員会において長官ちやうどお差しつかへでございまして、主としてあの六カ年計画あるいはつなぎの三カ年計画というものの立案に当られました政府委員から御答弁を願つたのでございませうが、非常に農業資源開発の御努力が現れておりまして、三十一年度からは千三百五十万石というものを實現するには相当急ピッチに国家資金を増加することに努力して、そしてやつて行くのだと、予算のことであるから今確かにそれだけの金を出すということを一政府委員が言明することはできないけれども、努力するのだと、また大蔵省の主計局長も、言質というわけにはいかぬにしても、努力することだけはもう間違ひございませぬ、ぜひやりたいものだと思ひます。こういう言明で、非常に私は熱意のほどを喜んだのでございませうが、この線に沿つて必ずおいで下さるということが、私は今日の日本として大切なことではなからうかと思ひます。どうか、予算委員会には長官ちやうどお出になりませんでしたが、そういう趣旨の質問と答弁をしたのでございませうが、もう一応それを確認的に、今の長官の御答弁と同じこととございませうが、はつきり一つおつしやつていただければありがたいと思ひます。

○國務大臣(高橋達之助君) お答え申し上げますが、六年後の米、玄米換算千三百五十万石の計画に支障を来たすといふことがないやうにやつて行きたいと存じます。

○森八三三君 先刻溝口委員の質問に對して長官のお話、昨日と趣旨に對しては同様かと思ひますが、表現の方がちよつと違ひましたのですが、と申しますのは、本年度は三十億の予算がきまつたからそれで一つ了承してほしい、そこでその配分について昨日は愛知用水に二十五億、北海道五億といふことを明確にされたのであります。ただいまの御答弁ではその五億についてはどうかという、これは農林当局では承知しておられ、しかし愛知用水の二十五億と残りの五億は北海道等と、等が一つ入つたのでございませうが、きのうは北海道に五億とはつきりおつしやつた。きょうは等五億という、その等が非常にこれは影響すると思ひますが、その等は一体どういう意味なのか。

○國務大臣(高橋達之助君) 私ははつきり、ごまかしでも何でもありませんが、北海道の方に五億分けるというふう聞いておるわけなんです。八郎洞とか何とかがありますものですが、八郎洞が八郎洞に入つていないやうな気がいたします。そこところ、はつきりしないといふところから、北海道に五億分けるということだけは聞いておつたのでございませう。

○委員(江田三郎君) この点は後ほど農林当局が見えましてからそのとき一つ……等が入るか入らないかといふことは農林当局が見えてから高橋長官から一緒に答えてもらつた方がよいと思ひます。

○清澤俊英君 私は今耳が悪くて人がちよつと来ておられて聞き漏らしたと思ひますが、昨日大蔵大臣が答弁

せられて、あなたではなくて……、大蔵大臣は今年に予算等の関係もありまして、三十億の余剰農産物の金で第一年度をやる。その割り振りは愛知用水について二十五億、北海道へ五億やりませう。あとの分は来年度へ繰り越してやりませう。こういう御返答があつたのであります。その点は間違ひないだらうと思ひますが、そうしますと、来年の既定計画ただいまの御答弁であります。第一年度が総合計画の三百五十億、第二年度が六百八十億となつておられますが、それにプラス十億をつけて来年は六百九十億と了承して差しつかえないのであります。

○國務大臣(高橋達之助君) その問題につきましては、来年度の問題は余剰農産物が受けられるか受けられないかという問題が非常に大きな問題だと思つておりました。これがなくてもこれは実行するといふ考えでありますから、今年四十億といふものを三十億に削られたこととなつておるのでありますから、あと十億ふやすといふことは当然これをもつて充てるつもりでございます。さう御了承願ひます。

○東隆君 私は手にある一羽のスズメの方が外に飛んでおるスズメよりい……それで先ほどのお話ですと、来年プラス・アルファの形でもつて篠津その他に出す、こういうやうなお話でございませう。私はやはりこの二十日に発表された農林省の資金計画案は各省との連絡の十分なきに出したものだ、こういうお話でございませうけれども、しかしこれの原因をなしておるのは大蔵省にあると思ひます。大蔵省は大分前から今回の円資金は主と

して愛知用水に注ぐということをしてこれ
は各種の会合で発表をいたしてございま
す。ことに北海道の開発問題を中心に
しての会議等においても、そういうこ
とが強く発表されております。その結
果、それでは日本の開発、農業の開発
等は目的を達せないと、こういうの
で、その要求が実は大きく現われてき
て、そうしてこういう案ができた、こ
れが私は内容だろと思う。従って時
間の関係で相談がまとまっておらな
かったことが内容であって、政務方面
からの要請によってこれはもう相当実
現性のあるものと、こういうところで
発表されておると思う。従ってこの案
を発表された私は農林省そのものに大
きな責任があると思ひますが、しかし
何としてもこれは今年度から進めて行
かねばならぬ内容のものである。愛知
用水一辺倒にするということが大蔵省
の資金を集中的に使用して効果を上げ
るという一点なんです。そのために
やっておることであつて、これは全国
的にながめるときに決して得策と思わ
れないのです。やはり無から有を生ず
るような本場の荒蕪地を持つておる、
それを開発をして行くという方が大き
な効果がある。その方面に早急に資金
を投ずることをこれはやらないやうに
なっております。従つて私は、もうす
でに国が手をかけておつて十分の調
査もし、計画を立てられ、そうして資
金さえあればやつて行けるような態勢
になつておる條津の開発をあと回しに
したのは、これは政治的な方面の力が
弱かつたからだ、それ以外にないと思
う。従つてどうしても農林省が出され
た案をこの際強硬に一つやられるため
に、経費長官が前に電源開発関係の方

面の仕事をされておりましたから、
従つて突如として協定の交渉中に電源
開発の仕事が現われてきて、そうして
それに非常に大きな金額が向けられ
る、こういうようなことも私は邪推か
もしれませんけれども、我田引水の如
く考えますとどうも経費長官のところに
少し取り過ぎておる、電源開発の方面
にたくさん取り過ぎておる。ここから
十億農業の開発の方へ持つてきててもこ
れは一向差しかえのないものであ
る。これだけのことを私はやらぬけれ
ば罪滅ぼしにはならぬと、きのう外務
委員長が言つておりましたが、私は罪
滅ぼしというよりそんなことでなく
て、この経過をささいに調べてみる
と、政府は日本の農民に対して万死に
価するやうなことをやつておると、こ
う思つておる。小麦を一つ取り上げ
てみても、日本でたくさんできる軟質小
麦を入れておる、そうしてアメリカか
ら買入硬質小麦は、パンになる小麦は
十五万トンしか入れていない。百万ト
ン軟質小麦を入れて、そうしてやつて
おるのがこの内容なんです。これが全
部影響する。米だつて大麦だつてみん
な影響いたします。そうして食糧の自
給減勢を、計画的に自給度を高めるや
う方をやるんだ、こう総理大臣は私の
質問に対して答弁をしておる。しか
し、それはみんな後からこわれて行つ
てしまふ。私はそういう意味からやは
り罪滅ぼしに経費長官は自分の育てて
きた電源開発の方に割り当てておるこ
ころの百八十二億五千万円のところか
ら十億を農業の開発の方に持つてき
て、そうしてこれの解決をすべきだ、
こういうふうに考えるわけです。これ
はどうですか。

○國務大臣(高橋達之助) 御質問に
お答えいたしますが、まず最初に私は
弁明するわけではございませんが、私
が電源開発に關係しておつたから電源
開発の方に余計持つて行つた、これは
全く誤解でございます。私はこの配
分につきましては、原案は全部事務当
局で作らして、そうして私がこれを認
めていくわけなんではないかと、そ
の原案に、電源の方にこれだけ持つて
行くというやうな考えは、一つも私は
働いておりません。それから電源開発
の方はどうしても本年は三百五十億要
る、これは私は實際この工事を中止し
て置くわけにはいかぬ、やはり工事
はやつて行かなければならぬ、こ
ういふ考へから当然これは行くものだ。
こつちうふに考へておられますので、
いろいろ切り詰めて三百十億だけ作ろ
うという修正の結果なつたのでありま
すが、その中にこれを持つて行く、そ
れのかかり電源開発会社に持つて行く
政府の資金については、これを輸出入
銀行の方に持つて行く、こつちうふに
振りかへたわけでございます。特に
電源開発をひいき目にこれに渡したと
いうわけではございませんが、従いま
して今日予算として百八十二億五千万
円ですが、それを組んでおる。これを
また変えるといふことは、予算の修正
になりますから、これは一つ御勘弁
願つて、そうして明年度は電源開発
は、はつきり申しますが、もうこつち
あたりが大体のピークになつておりま
すから、これはそんなに出す必要はな
いだろう、これはお見えますから、そ
の点については一つ御了承願ひたい
と思ひます。本年は石黒先生から罪滅ぼ
しに持つて行けといわれたことは、私

は肝に銘じておるわけでございますか
ら、このことにつきましては、本年は
まず御辛抱願つて、明年度においてで
きるだけの善処をするといふことで御
辛抱願ひたいと思つております。
○東條君 これは今事務当局の方で立
案をしたので私の関知しないところで
ある、こつちうお話でありますけれど
も、それはお話でありまして、やはり
数字その他についてのことも十分にお
考へておられます。私は電源の開発に
そのものが、単に工事に資金を融通
するといふことは、国家的な立場で
もつて、こつちうふなことをやるよ
りも、もし、こつちうふな金があるな
らば、ダムを作るならば当然セメント
が必要なんだし、従つてセメントの製
造に対して国が大きな力を注いで、安
いセメントを供給するといふ方法もこ
れはありまして、従つて電源開発に
集中して行つたところに私はやはり大
きな問題を考へてきたときに、この
農地の開発そのものを考へてみて、こ
の愛知用水の中には大きな電源開発の項
目が含まれてきておる、こつちうふの
目を差し引いて行くと、實際に農業の開
発といふ面を考へてみますと非常に
少い金しかこれは注がれていない。
従つて私もこれは注がれていない。
開発が必要か食糧の増産が必要かとい
う問題でだいたい軍部ともけんかをいた
しました。大蔵が必要か食糧が必要か
といふので戦争中にだいたいぶつつか
つた。こつちうふなことを考へて参り
ますと、やはり日本の国内でこつち
う大きな犠牲を農民に与えて、こ
の事実です。従つて言葉は非常に単純
な言葉かもしれませんが、罪滅

ぼしといふのは、これはいい言葉だと思
う。で、どうしても私はこの十億の
プラスを農業開発の方面に何らかの形
でお考へになつて、これは日本の総合
開発の方面において大きな意義を持つ
てきていると思ふ。これは経費長官と
して私は大きくお考へになる必要があ
らうと考へるわけでありまして、で、私
は邪推をして電源開発の方に持つて
行つたのだらうといふふうに申しまし
たが、しかしこれは経費長官がお考へ
にならなければ、私が邪推をして申し
上げたその言葉は、そつくりそのまま
でないかと、このやうにも考へられ
る。決して私はこの円資金の割当その
他において、もうすでに決定的なもの
で、三十億は決定的なものだ、百八十
二億五千万円が電源開発の方に決定的
に注がれる、こつちうふに考へたく
ない。それは日本が借りたんだから、
それで日本の独自の考え方で持つてこ
れを割り当てるべきで、そうしてその
割り当てた形を先方に通告すればよろ
しいのだ、これまでも自主的な立場に
立つておると、こつちうふな御考へ
もあつた。こつちうふな点を考へて私はな
お固執をするわけでありまして、十億
増大して農林省が作り上げたところの
示したこの案、これは最初に申しまし
たやうに愛知用水一辺倒でもつてやつ
ておつたものだから、それでその考
え方から出なかつたと思ふのですが、
そいつを手党の方その他の方面からの
声がかかり、そうして辛うじて変更さ
れてこつちに出た、こつち出ていると
ころについて圈内におけるとこころの
合ひがついておらなかつたのだと、こ
ういふ簡単なことでこれを葬り去る

必要はない、これは責任問題がこれに付随しております。

○國務大臣(高橋達之助君) お答え申し上げます。

私は日本の食糧増産、特に未開発地の開墾といふことについて非常に私自身興味を持ち、熱意も持っている一員であります。特に北海道の開墾等につきましては、私は終戦直後満州から帰りまして北海道を見て、なぜもつと早くこれをやらなかつたかという感じを最も深くした一人でありまして、特に東北、北海道の未開発地を開墾したいといふことについては、本心に熱意を持っている一員であります。その意味から申しまして、国家の財政が許すならばこれは採算といふものを無視して、採算といふものはないものにしてこれを開墾すべきであるという考えを持っています。私は一人でありまして、ところが本年の余剰農産物による見返り資金につきましては、すでにこれはアメリカ側との折衝よりも、むしろ国内におきます予算折衝等におきまして、百八十二億五千万円はもう電源開発に持つて行く、そして三十億円はこれは農地開発に持つて行く、こういうことをきつちりきめておりまして、これを今変えるといふことは、予算の編成がえに相なるものでありまして、どうかこの意味におきまして本年は現状のあの考へ通りに御承認を願つて、明年度においてはこれはその意味をよくしんしゃくして検討いたしたいと、こういう所存でございますから、さうどうぞ御承認願ひとうございます。

○森八三三君 先刻の三十億の額がどうかという問題は別問題といたしまして、一応三十億といふものの配分について、昨日大蔵大臣が三大臣打ち合せの結果、愛知用水に二十五億、北海道に五億というお話があった。先刻経審長官は北海道等に五億というお話があり、そのことを再質問をいたしましたときに、北海道に五億といふように改めてお話がございましたが、外資の導入によつて計画をされておる地区を考へ、農林省で配付されておる資料を拜見いたしますと、非常に不足しておる資金を配分する場合における考え方としては、きよう経審長官がおっしゃいましたように愛知用水二十五億、北海道等に五億といふことにいたしました。その五億の配分については、これは長官もお話がございましたのですが、事務的なことでありますから、これは農林当局の計画に基いて行くといふことではなければならぬと思つておりますが、さういふふうにしては、この問題が解決して参りまするのには、実際に即してふさわしい解決ができるというふうに私は考へるのであります。その点については、さういふふうな今後の配分については御考慮をなさるという点にはなりませんかと、その点をもう一ぺん重ねてお伺ひいたします。

○國務大臣(高橋達之助君) この配分のことにつきましては、農林省においてよく立案していただいて、それをのんで行きたいと思つておりますが、大体はこの農林関係に使うといふことで三十億円をとつておるわけですから、これは農林省はよく立案してくればよいことと存じております。

○森八三三君 それでは農林当局がお考へになつておる構想についてあらためてお伺ひをし、そのことを経審長官としては御確認をいただけるかどうか、重ねてお尋ねをいたします。

○國務大臣(高橋達之助君) 計画は農林省にまかせますが、金を出す方は大蔵省がやるのですから、大蔵当局ともよく打ち合せをしなければならぬことと存じておりますから、それだけを御承認おきを願ひたいと存じます。

○森八三三君 それでは一応この際農林当局の構想についてお伺ひいたしますと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) ただいまの問題につきましては、愛知用水に二十五億、その他今まで計画している機械開墾等に五億といふつもりで私の方はおるのであります。この細目につきましては、昨夜大蔵省といふいろいろ折衝しておりました。ただいまでも北海道開発庁といふいろいろ相談しておるのであります。実際の金の出し方につきましては、時期が切迫しているものでいろいろ出して出したいといふかと申します。この間新聞にちよつと出ておりましたような融通して便宜に出す方法があるのかないのか、さういふことが議題になつております。しかしながら、いずれにいたしましても農林省といたしましては、その他の地区については全部この五億の中でまかないたいという方針を立てております。

○委員(江田三郎君) ちよつと、外務委員会から高橋長官をさつきからたびたび呼び見えて、また申し入れがございました。また外務委員から申し入れがあるなら早急に願ひたい、こういうことがありますので、ちよつと私高橋長官がお歸りになる前に一つだけお聞きしておきたいのですが、先ほど来いろいろ長官の御見解を聞かしても、

○國務大臣(高橋達之助君) 先ほど私が答へいたしましたことは、外務大臣、大蔵大臣と検討いたしました結果でございますから、政府の統一した意見としてお聞き願つてけっこうだと思ひます。

○溝口三郎君 ちよつと高橋さんが行かれる前に一言。

○委員(江田三郎君) それでは溝口さんに一言お願いいたしまして、長官の方は外務委員会に行つていただきまして、その点は御了解の上でお願いいたします。

○溝口三郎君 ただいま農地局長から御説明がございましたが、昨日三大臣がおきめになつたことは、愛知用水に二十五億、それから北海道に五億といふように承つたのですが、ただいま局長の御説明では、北海道その他機械開墾等に融通をしてやれるように希望をしてらるんだと、けれどもまだそれ

は決定にはならないのだと、昨日も新聞等には機械開墾には一般会計の方の事業費を回して行くようなことが出ていたのですが、そこで、既定の食糧増産対策費には支障を及ぼさないようにしようといふ原則は、これは農林水産委員会全員の希望なんで、高橋長官もそれはよく御承知だと思ひますが、この本年度の三十億の配分について今もってきまらないのは、余剰農産物でこの既定計画をやつて行くのかいかなのかという問題が、今、からんでおるので、現在の既定地区の融通をして、さうして一緒にして機械開墾を始めて行くといふことは、将来私は根柢を残す問題だと考へますが、こゝでぜひともこの既定計画に基いて、来年からはこの計画通りにやつて行くといふが、本年からのこの既定計画に基いて実行を進めて行くように格段の御努力を經濟審議厅长官にお願いいたしたいのです。

○國務大臣(高橋達之助君) 溝口先生の御質問に對しまして、私は誠心誠意できるだけ自分の努力をいたしたいと存じておる次第でございます。

○委員(江田三郎君) それでは經濟審議厅长官は外務委員会の方に行つていただきます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(江田三郎君) 速記をつけ

先刻来御協議願つております農産物に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めらる件につきまして、外務委員会に對しまして当委員会の申し入れをいたしました

いと思ひますので、その案文を読み上げてみます。

昭和三十年六月二十三日

参議院農林
水産委員長 江田 三郎

参議院外
務委員長 石黒忠篤殿

「農産物に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件」について申し入れ

ただいま貴委員会において御審議中の「農産物に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件」については、連合審査の過程においておわかりの通り、わが國農業上きわめて重大な影響を及ぼすものと考えられますから、これが承認を与えられる場合には、政府において少くとも別記の事項が遺憾なく実行されますよう、貴委員会の適当な御措置を願ひたく、右当委員会の總意をもつて申し入れます。

記

(一) 食糧自給度の向上は、國民食糧確保のためにも、また経済自立のためにも最も肝要とすべきことである。よつて食糧の輸入は米麦及び乳製品の国内増産を圧迫しないよう必要最小限度にとどめること。

(二) 本協定によつて、受け入れようとする食糧の価格は概して割高であり、その品質が必ずしも適当でなく、わが國経済上不利を招くことになるから、これを是正すること。

(三) 米國余剩農産物の受け入れは、その影響が国内農民に転嫁される

ことになるものであるから、その償いとしても、これが受け入れによる見返り資金は、国内農業開発のため優先かつ重点的に支出すること。

(四) 右資金の農業開発に対する使途については、行きがかりにとらわれず、わが國の自主的な見解によつてあらためて慎重な検討を行い、わが國農業発達のため最も効果の高いものとするともに、当初において確固たる総合的年次計画（事業、資金、資器材及び労力等万般にわたつて）を立て、不動の態勢をもつてその完遂をはかること。

(五) 右の資金による事業に対して、国内において負担すべき資金を調達するためには、今後余剩農産物の受け入れのいかににかかわらず、既定の国内農業開発計画及び食糧増産対策に必要な経費を絶対に削減しないこと。

以上でございます。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（江田三郎君） 速記を始め今午の「右の資金による事業に対して、は、右の事業に対して、」に直します。よろしくごさいいますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（江田三郎君） それでは御異議ないものと認めまして、本申し入れを当委員会の總意といたしまして、外務委員会に申し入れをすることにいたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（江田三郎君） それでは午前中の委員会はしばらく休憩いたします。

午後一時半から再会いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時四十五分開会

○委員長（江田三郎君） ただいまから委員会を再開いたします。

最初に積雪寒冷地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題にいたします。本法律案は衆議院議員松浦東介君外四十一名によつて提出され、去る六月十六日予備審査のため当院に送付、即日当委員会に予備付託となつたものであります。まず、提案理由の説明を聞くことにいたします。

○衆議院議員（松浦東介君） ただいま議題となつた積雪寒冷地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように積雪寒冷地帯振興臨時措置法の対象となつた地帯はいずれも積雪寒冷がはなはだしく、かつ耕地の利用率が著しく低い所で、自然的社会的に恵まれなところであり、國民食糧の供給地としてきわめて重要な地位を占め、この地帯に包含される約二百二十六万戸の農家中の約百十五万戸の供出農家によりまして、全國の供出量の約六〇％をなつて來たのであります。

従ひまして、この地帯の農業生産の基礎条件を整備し、その生産力を高め、食糧増産をはかることは、ただこの地帯の農業経営の安定と農民生活の改善となるばかりでなく、國民経済の発展に寄与するところがきわめて大でありますので、昭和二十六年三月本法の制定を見た次第であります。

本法施行以來、農業振興計画に基づきまして土地改良、耕種改善、家畜導入、營農施設の整備等農業振興に關する各種の事業を極力促進いたし、この地帯の農家の要望にこたへて参つたのであります。しかしながら過去四カ年間の実績を見ますと、土地改良は団体営灌漑排水事業で約十四万町歩、耕地整備事業で約十二万五千町歩、総合助成施設は四百町村、水田裏作の増加面積は四万四千町歩、家畜の増加約十七万頭及び、相当の実績をあげて参りましたものの、その進捗度はまだ全体計画のおよそ約三割にすぎないのであります。今後なおなすべき事業が多々残されてゐるのであります。

かてて加へまして、米穀管理制度の将来等を考慮いたしますと、この地帯の農業経営の改善、農業生産力の向上はますます緊要を加へて参りますので、本法の有効期限をさらに五カ年延長いたしまして、各般の關係事業をさらに促進し本法制定の所期の目的を達成するようになしたいと存じます。

以上が本法案を提出した理由でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（江田三郎君） 本法律案の審査は後日に譲ることいたします。

○委員長（江田三郎君） 次に、昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に対する資金の融通に關する特別措置法案を議題にいたします。本法律案につきましては、去る六月十六日の委員会において提案理由の説明を聞いたのであります。本日は法律案の内容その他参考事項について、農林

省事務当局の説明を聞くことにいたします。

○説明員（和田正明君） ただいま議題となりました昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に対する資金の融通に關する特別措置法案につきましては内容を御説明を申し上げます。

実は本日午前中の衆議院の農林委員会では二点につきまして修正がございまして議決になりましたので、最初にこの修正点を申し上げたいと思ひますが、一つは、第一条で四月の凍霜害、水害、五月のひより害というふうに融資対象を限定をいたしておつたのでございまして、四月下旬の凍霜害に引き続きましては、同一地帯が五月の下旬に同様凍霜害を受けたものと、水害も四月の九州のほかに、五月の下旬に北海道に一部水害がございした等の關係で、法案の第一条が「昭和三十年四月の凍霜害若しくは水害」となつておりましたのを、「四月及び五月の凍霜害若しくは水害」というふうに御修正になられたのであります。その次の第二点の御修正は、二条で農作物の被害を主として被害農家に限定をいたしておつたのであります。特に北海道の五月の水害につきましては、まぎまぎしたばかりの農作物の種子が水で流される等の事情がございしたので、昨年の二十九年度の春の凍霜害のときの法案と同様に、耕作上の被害が總収入の百分の十をこえる旨の市町村長の証明が

ありました場合にもこれを融資の対象農家として取り上げるといふ趣旨の修正が本日可決をされましたわけでありまして、修正はその二点でございます。

以下の内容でございますが、融資総額は四億五千万円というのを予定をいたしておるものでありますが、ごく最近までに統計調査部で判明をいたしました被害面積が、全国で約二十七万一千町歩でございますので、そのうち融資の対象になります被害が三〇％を越えますものにつきまして各作物別に減収量を計算し、さらにそれに統計調査部の調査によります現金支出分を乗じて計算をいたしますと、約四億三千万円という数字が積み立てられて参るのであります。さらに、別に昨年の二十九年度の春の凍霜害等の災害に關します法律での融資総額は、六億五千万円というに相なっておりますのでございすが、そのときの融資対象面積と今回の災害の被害面積とを比較をいたしますと、今回の災害の被害面積はちょうど昨年の七割程度に當つておりまして、こまかに融資の所要金額を計算いたしました場合には先ほど申しました四億三千万円であり、また昨年の融資ワク六億五千万円との比較をいたします場合には昨年の大体七割程度ということになりますので、それを数字をまゐめまして、融資ワクを四億五千万円というふうに一応決定をいたしましたわけでありまして、なお、融資を受けます対象は、被害が三割以上ありました農家についてでございますが、主として肥料でございまして、代替用の種苗でありますとか、あるいは農薬、それから家畜を飼います農家ではその飼料といったようなものの購入資金、いわゆる営農資金を貸付の対象にいたしております。一戸当りの貸付限度は一応最高五万円、それから償還期限は原則として二年といたしておるのであります

が、開拓農家と果樹栽培農家につきましては、この償還期限を三年、利率は、六分五厘が原則でありまして、開拓農家につきましては、これを五分五厘が最終の貸付金利になるようにいたしております。国は、都道府県、あるいは市町村がこの法律に基づきまして災害農家に金融をいたします場合に、利子補給をいたしまして、今申しました六分五厘、開拓者につきましては五分五厘になりますように処置をいたすわけでありまして、その場合に都道府県、あるいは市町村に對しまして、その公共団体の負担額の半分を国から補助をいたす建前にいたしております。従つて、数字で申し上げますれば、国の負担部分が二分五厘であり、都道府県、あるいは市町村の負担部分が二分五厘、こういうことになるわけでありまして、これに要します予算につきましては、利払いの時期が明年二月ごろに補正予算で御処置をいたさうに考えております。それから次に貸付をいたしました場合に、滞り貸しが生じまして、金融機関の損失をかけるおそれがありますので、その場合には融資ワクの四割を限度として損失補償をいたす建前にいたしておるのであります。その四割の損失補償のうち、二割を国が持ち、残り二割を都道府県、あるいは市町村が持つ、こういう建前になっております。なおこのたびの被害が昨年あるいは一昨年の被害を受けた農家と重複をいたします場合は、昨年あるいは一昨年の措置法によります融資金の償還を延期をする措置を認めてやりますと、農家の経営上支障を来たすと思われまので、こ

れらの重複して被害を受けた農家につきましては、従前二年の期限で貸付をしてありますものはその償還期限は三年に、三年で貸付をしてありますものは、それを四年に延期し得るよう措置をいたすように附則で規定をいたしたわけでありまして、なお、この法案を用意いたしましたから以後、六月に九州の地方に水害があり、また昨日でございまして、けさでございまして、関東の方にひょう雪等もあつたようでありまして、これらにつきましてはなお統計調査部の調査数字が最終的に確定をいたしておりますので、四月及び五月のすでに古く被害を受けた農家に対する融通措置を一応急ぎまして、これ以後の災害につきましては、統計調査部の調査数字が確定次第、必要な措置につきましてはこの法律とは別途に立法措置を講じて措置をいたして行きたい、かように考えております。

以上簡單でございしますが……

○委員長(江田三郎君) 本法律案に對しまして御質疑があればお願いいたします。

○清澤俊英君 ただいま衆議院の修正部分の御説明がありましたときちやうど席をはずしておりましたので、もちろん間違ひはないと思いますが、それを加えて四億五千万円ですか。

○説明員(和田正明君) 先ほど申し上げましたように、四億五千万の計算基礎には今回衆議院で修正になりました数字が当初から含めて計算をされておりましたのであります。ただ、五月の凍霜害につきましては、統計調査部の資料で四月の下旬の凍霜害ということ

害報告として提出をされておりました地域がダブつておりますので、法律としても四月の凍霜害と書いておけばそのまま貸付ができるという解釈のもとに原案を提出をいたしたのでございまして、その辺の明確を欠くおそれがあるということで、先ほど申しましたよう衆議院の修正があつたわけでありまして、

○三橋八次郎君 この法律は關係ないかもしれないが、岡山、愛媛、あの地帯のことはひょう雪などの点はこれはどういふように措置されておりますか。

○説明員(和田正明君) 岡山、愛媛のは、たしか五月の二十三日ごろだと思ひます。それはこの法律にも適用のワクの中にございまして、四億五千の計算基礎に當然その被害を盛り込んで計算をしてございまして、

○森八三三君 今の御説明で四月、五月の凍霜害、水害、ひょう雪というものの對する対策はわかりましたが、今御説明にあつたようにその後発生した水害、昨日発生したひょう雪です、ね、こういうものの救済は数字がわからないから農林統計調査部における資料を取りまとめた上で所要の立法措置を講じたいということですが、国会は今月一ぱいで終るのです。それに間に合ふように措置ができるというお見込みであるのかどうか。もしその措置ができんということではありますれば、先回このことについて政務次官に希望として申し上げたのであります。たまたま国会の開会中に起つた事件とか、あるいは国会の開会前に発生しておるものについては、それぞれ適切な措置が講ぜられておるのに、国会の開会後

に巻き起つた事件は法律がないということのためにいかんとも措置がいたしかねる。災害をこうむつた農家を考えると、非常に不公平な措置だということ、国に對するかえつて感情を害するといふようなことになる危険が多分にあるのであります。それやこれやを考へますと、一体どういふようなことで措置をされようとしてゐるか、その見込みをお伺ひいたします。

○説明員(和田正明君) 先ほど申し上げましたように、この法律の適用は五月のひょう雪まで、ということ、一応統計調査部の被害調査を、数字を確定いたしました範囲で立法措置を講ずることとしたわけでございます。が、六月以後の被害につきましては、まだなお最終的に調査数字がまとまつておらないのであります。もしもそれを待つておりましたら、四月ごろの凍霜害を受けた農家に貸付がいたすに於けるおそれもありまして、一応このまま計算をさせていただきますわけでありまして、その後調査が確定をいたしました上ではできる限りこの国会中に処理ができるように調査を急ぐつもりでございまして、この法律を一部修正をする法律案を提出して措置をいたすわけでございます。万が一国会会期中に間に合ひませんような場合で、融資の措置をとらなければならぬような被害といふことが確定をいたしました場合には、昨年その例があるわけでありまして、次の国会の際に同様措置の立法をとつていただくといふことを前提としてつなぎの融資の措置も昨年も講じたのであります。が、もしも間に合ひませんような場合には同趣旨の融資が実際に農家の手元

へ参りますように事前につなぎの融資の措置を講じて参りたい、かように考へております。

○森八三君 政務次官御出席でありますので、重ねて伺いたいと思います。先般の委員会でもこういうような具体的な事例が発生するであろうことをこれははなはだ残念なことではあるが、日本の置かれておる地理的な条件から考へて避けがたいということであり、従来見られたように何月何日の災害に対する対策というよりなことであります。国会の開会されておきませんときに発生した災害だとか、国会の開会前でありました。現に昨日発生した長野、群馬、茨城、栃木等のひょう雪というものは、今月一ぱいで会期は終るのでありますが、統計調査部の調査をまとめて大蔵省と具体的に折衝をするような確かな数字というものは実際にはまだとらぬのじゃないか、またとらなければならぬもののは取り残されて行くということになるので、基本的な立法をして行政措置をして予算の範囲内においてやりくりがつくようにやる、研究するということができませんでした。その後の研究は一体どうなったのか。現にそういう事態がまた発生したのだ。おそらく昨日のひょう雪というものは会期が所定の今月一ぱいに終了すればおそらく救済ができない。そこで今、課長からお話のように昨年も例があるから、あとでそういう措置が法律的にとられるであらうということをお前提にしてあらかじめ同様の措置をとる、こういうことでありますけれども、最近の資金の情勢等から考えますと、法律に明記されておるものですんなかなか資金ワ

クの関係で融資は円滑に進んでおらないという実態であるのであります。まして法律的に責任のないものについてはその実施についても認識がありまして、結局は財務当局との話し合いが妥結しないということでは災害農家としては非常な迷惑をするということになる危険が多分にあると思うのであります。その結果今後どうされるのかという点について重ねて伺いたいと思います。

○政府委員(吉川久衛君) 御指摘の点もつともでございますので、先般も申し上げました通り農林省において検討いたしておきますが、常習災害地の指定と申しますか、限界と申しますか、いろいろむずかしい問題がございますので、ただいまのところ慎重に検討をいたしておる状態でございます。しかしながら御指摘のような事態がございまして、先ほど金融課長からお答えを申し上げましたように、本年はとりあえず六月以降の災害にはこの国会中のできるものはこの法律の一部修正ということで御審議を願ひ、どうしても間に合わないというものにつきましては金融課長のお答えを申し上げた通りの措置をとりたい、かように考へております。結局検討の結果ができれば早く出ますように努力をしてみたいと思つております。

○委員長(江田三郎君) ちょっとお伺いしますが、この法律が通つて予算の關係がありますが、一体末端へ金が行くのはいつごろになるのでしょうか。どうも過去の例を引くと非常に金がかかるのがおくれるのだということをいわれますが、どういふことになるのですか。

○説明員(和田正明君) 法案が成立をいたしました、すぐに各県からの申請書を取りまとめ、県別の配分をいたすわけでございますが、法律では九月三十日まで貸付を終えるようにというふうに規定をいたしております。現実にはもし今月中に法案が成立いたしましたれば、七月の中下旬から実際の貸付が始められるわけでありまして、

○委員長(江田三郎君) それからもう一つお伺いしますが、今までこういう災害の融資が末端においてほんとうに災害を受けておつてもその人が非常に経済的な基礎が弱いというよりなことでその方へ金が回らないで、何かこう部落の中で法律の意図しておることとは別なような使い方がおられるということを、ちよいと聞かされるのですが、そういう実態について御調査されたことがございまして、

○説明員(和田正明君) 二十八年、九年に貸付をいたしましたこの當農資金につきましても、農林省で昨年の九月ごろまでに相当府県について調査をいたして参りました。今御指摘のようない事実を発見しました組合につきましても、県庁を通じて適正にやるように措置を命じたりいたしておるわけでありまして、実際に貸付に關しまして県を指導いたしますときも、法案の趣旨に沿いますように、ほんとうに被害を受けた農家に貸し付けられるように十分指導をいたして参りたいと思つております。今後その点につきましても十分指導をいたして参りたいと思つております。ただ末端の農協では、経済力の弱い農家に貸付をいたしました場合に、滞り貸しになる危険を予想いたしまして、部落全員の連帯保証というよりなこと

をいたしまして、その信用の基礎を裏づける等の措置をやつておるのが実情だと思つておりますが、まあただいま申しましたように、今後その点について十分指導いたして参りたいと思つております。

○清澤俊英君 それでね、その問題は、あの小倉君が局長時代そういう不良なものがあつて、これを返すように処置をしてゐるという御答弁があつたと思つてゐます。その結果として今のよりな処置で何か具体的に返さないというよりなものがあつて、現在……。

○説明員(和田正明君) 今、私手元になつただけの金額がそれによつて償還になつたかという数字の手持ちがございまして、ただいまお話のように、こちらから指摘をいたしましたものについて、府県から繰り上げ償還の命令を出しまして、逐次繰り上げ償還がなされております。

○委員長(江田三郎君) ほかに御質疑ございせんか。……御質疑がなければ質疑は終了というわけではございせんが、この法案はすでに衆議院の農林水産委員会通過したものでございまして、本院をいたしましては、これが衆議院の本会議を通過して正式に付託になったら直ちに採決へ回したいというよりな運びでいたしたいと思つておりますが、あらかじめ御了解を得ておきたいと思つております。よろしくございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(江田三郎君) それでは次に愛知用水公団法案を議題といたします。

本法律案は、去る二十一日内閣から予備審査のため提出され即日当委員会

に予備付託となつたものでございまして、提案理由の説明を聞くことにいたします。

○政府委員(吉川久衛君) ただいま上程されました愛知用水公団法案の提案理由を御説明申し上げます。あらためて申し上げるまでもなく、国土を総合的に開発し、その利用の高度化をはかり、食糧の増産と農業経営の安定をはかることは、現在わが国におきまして最も緊要な事柄であります。

農林省は、このような観点に立つて、農地の改良、開発を総合的かつ効率的に行う計画を検討いたして参りました結果、今回愛知用水事業を取り上げることにいたしました次第であります。

愛知用水事業は、名古屋市東方に位置する平野及びこれに接続する知多半島の一帯が気候、産業、立地条件等に恵まれてゐるにもかかわらず、雨量少く、灌漑用水はもちろんで飲料用水、工業用水等の不足が農業その他の産業の発展を阻害する要因となつてゐる現状にかんがみまして、木曾川水系の水を高度に利用し、これら地域の総合的開発をはかりとするものであります。その計画の概要をいたしましては、木曾川支流王滝川にダムを新設して、ここに貯溜された水を岐阜県兼山から取水し、新設水路を通じて知多半島に導水し、用水不足に悩む水田の補水を行うとともに、新たな農地の開発を行い、畑地灌漑をも大規模に実施しようとするものであります。またそれにあわせて地域内市町村の飲料用水、工業用水を供給するとともに、貯水池の下に新たに設置される発電所や下流の既存十数ヶ

所の発電所の発電にも利用させようとするものであります。

このような事業によりまして、水田に補水されるもの約一万六千五百町歩、二毛作可能となるもの約六千八百町歩、新たに開田されるもの約三百町歩、新たに開畑されるもの約二千九百町歩、畑地灌漑されるもの約一万六千三百町歩及び、その結果米麦約二十七万一千石の増産が達成されるのみならず、年間約九千七百万キロワットアワの電力が発生し、また約三十一万四千二人に対する飲料水の供給が可能となるのであります。

本事業は、かかるきわめて大規模な事業でありますので、事業を合理的に行うためには、短時日の間に急速に工事を行う必要があり、このためこの事業の資金といたしましては、国家資金のほか、特に国際復興開発銀行からの融資及び余剰農産物見返り資金をもつてこれに充てることにいたしました。従来の土地改良事業の施行の方式とは異なつた新たな構想をもちまして、愛知用水公団を設立してこれに事業を効率的に行わせることとした次第であります。以上が愛知用水公団法案を提出いたしましたゆゑんであります。

以下法案の内容について簡単に御説明申し上げます。

この法案は、愛知用水事業を施行する団体として設立される愛知用水公団の組織、業務等について定めますとともに、これに必要な監督の規定を設けたものであります。

に、公団に対しましては、所得税、法人税等の諸税を課さないこととしたのであります。

第二は、公団の業務は、前述の事業を施行いたすこととありますが、この施行に当りましては、農林大臣が関係大臣の同意を得て定めます事業基本計画に基いて関係県知事と協議して定める事業実施計画、または施設管理規程により実施すること等総合開発の見地から遺憾のない措置を講じますとともに、その費用につきましては、おおむね現行の土地改良事業に準じ、受益者及び県から地元負担金を徴収することにいたしております。

第三に、公団の財務及び会計につきましては、その収支予算及び資金計画につきましては、農林大臣が認可することといたし、さらに借入金金の借り入れ、余裕金の運用、財産の処分につきましても一定の制限を付する等その経理に公正を期しますとともに、この事業に必要な経費に充てるための政府の補助金及び国際復興開発銀行からの外貨資金の借り入れに伴う政府の保証等の規定を設けたのであります。

第四に、監督の点であります。事業の実施につきまして公団の自主運営を尊重いたします反面、その事業の重要性にかんがみ、役員、業務及び会計の全部面にわたりまして農林大臣が厳正なる監督を行うほか、その業務の内容によりましては、農林大臣が関係大臣とともに監督を行うことといたしまして、その適正なる運営を確保することといたしたのであります。

以上が同法案の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを切望いたします次第であります。

○委員長(江田三郎君) 本法律案の審議は後日に譲ります。

なお、政府において用意された資料及び追つて当委員会から要求する資料につきましては、慎重審議をいたしますから、政府の方でも慎重に作成の上、すみやかに御提出を願つておきます。

なお、この資料につきまして委員の方から特に御要望はございませんか。速記をとめて。

「速記中止」

○委員長(江田三郎君) 速記を始めたいま懇談の間に委員の方々から御要求になりました資料につきましては、政府の方で、重ねて申し上げますけれども、慎重に一つ御提出を願います。速記をとめて。

午後二時二十六分速記中止

午後二時五十三分速記開始

○委員長(江田三郎君) 速記を始め

本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十四分散会

六月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、愛知用水公団法案

愛知用水公団法案

愛知用水公団法

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 役員及び職員(第七条―第十七条)

第三章 業務(第十八条―第二十九条)

九条)

第四章 財務及び会計(第三十条―第四十四条)

第五章 監督(第四十五条―第四十六条)

第六章 雑則(第四十七条―第五十一条)

第七章 罰則(第五十二条―第五十四条)

附則

第一章 総則

第一条 愛知用水公団は、木曾川水系の水資源を総合的に開発してその利用の高度化を図り、食糧その他の農産物の生産の増進と農業経営の合理化に資するため、政府及び国際復興開発銀行から資金の融通を受け、大規模なかんがい排水施設の建設及び管理、開田、開畑等の事業を行うことを目的とする。

(法人格)

第二条 愛知用水公団(以下「公団」といふ)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を名古屋市中に置く。

2 公団は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(登記)

第四条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならぬ。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第五条 公団でない者は、愛知用水公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)、第五十条(法人の住所)及び第五十四条(代表権の制限)の規定は、公団に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第八条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁を輔佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁及び副総裁を輔佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、公団の業務を監査する。

(役員の任命)

第九条 総裁及び監事は、農林大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十条 役員の任期は、五年とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員)の欠格事項

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。
一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く。)又は地方公共団体の議会の議員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員)の解任

第十二条 農林大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2

農林大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があると認めるとき。

3

総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員)の兼職禁止

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

(代表権)の制限

第十四条 公団と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人)の選任

第十五条 総裁、副総裁及び理事は、公団の職員のうちから、公団の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員)の任命

第十六条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員)の地位

第十七条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務)の範囲

第十八条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一 長野県、岐阜県及び愛知県内の区域のうち政令で定める区域内における次の事業を施行すること。
イ かんがい排水施設その他農地の保全又は利用上必要な施設のの新設、廃止又は変更
ロ 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十一条

各号に掲げる土地(農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第六十一条第一項の規定により農地法第四十四条第一項の規定によつて買収したものとみなされる土地を含む。)

二 前号の事業の施行によつて生じた施設についての災害復旧事業を施行すること。

三 前二号の事業の施行によつて生じた施設の管理を行うこと。

四 前三号の事業に附帯する事業を行うこと。

五 公団は、前項の業務のほか、次の業務を行うことができる。
一 委託を受けて農地の改良又は造成の工事を行うこと。
二 委託を受けて農地の改良又は造成の工事を行うこと。
三 発電事業若しくは水道事業の用に供する施設で前項第一号若しくは第二号の事業の施行によつて生ずる施設の(以下「専用施設」という。)を新設し、及びこれによつて生ずる専用施設の貸付を行い、又は発電事業若しくは水道事業を行う者が専用施設を新設する場合に、その者に對し、これに必要な資金の供給を行うこと。

三 第五十条第一項の規定による委託を受けて前項第一号の土地(その土地の上にある立木竹及び工作物並びにその土地に關する権利を含む。)の管理を行うこと。

(事業実施計画及び施設管理規程)

第十九条 公団は、前条第一項第一号又は第二号の事業を施行しよう

とするときは、農林省令で定める手続に従い、事業実施計画を作成し、これを農林大臣に提出しなければならない。

二 前項の事業実施計画には、次の事項を記載しなければならない。
一 事業の目的及び要旨
二 事業の施行区域の所在
三 事業の施行によつて利益を受けるべき土地(以下「受益地」という。)の所在及び面積
四 受益地の現況
五 受益地の開発計画
六 主要工事計画及び附帯工事計画
七 工事の着手及び完了の予定時期
八 所要事業費及びその負担割合
九 事業の効果
十 発電事業及び水道事業との関係
十一 その他農林省令で定める事項

三 公団は、前条第一項第一号の事業に係る第一項の事業実施計画については、次条第一項の規定により指示された事業基本計画に基づいて、これを作成しなければならない。

四 公団は、前条第一項第三号の事業に係る第一項の事業実施計画については、農林省令で定める手続に従い、施設管理規程を作成し、これを農林大臣に提出しなければならない。

五 前項の施設管理規程には、次の事項を定めなければならない。
一 管理する施設
二 管理の方法

三 施設の一部の管理を土地改良区に委託する場合にあつては、管理の委託に關する準則

四 管理費及びその負担割合
五 その他農林省令で定める事項

六 公団は、第一項の事業実施計画又は第四項の施設管理規程を作成しようとするときは、その事業実施計画又は施設管理規程について、関係知事に協議しなければならない。

(事業基本計画)

第二十条 農林大臣は、政令で定めるところにより、第十八条第一項第一号の事業につき、事業基本計画を定め、その概要を公表するとともに、事業基本計画を公団に指示しなければならない。

二 前項の事業基本計画には、次の事項を記載しなければならない。
一 事業の施行区域に關する事項
二 受益地の区域、現況及び開発計画に關する事項
三 工事計画に關する事項
四 所要事業費及びその負担割合に關する事項
五 発電事業及び水道事業との関係に關する事項
六 その他政令で定める事項

三 農林大臣は、第一項の事業基本計画を定めようとするときは、大蔵大臣、厚生大臣、通商産業大臣、建設大臣、自治庁長官及び経済企画庁長官の同意を得なければならない。

(意見書の提出等)

第二十一条 農林大臣は、第十九条第一項又は第四項の規定による事業実施計画又は施設管理規程の提

出があつたときは、政令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、その事業実施計画又は施設管理規程を二十日間公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、第十八条第一項第二号の事業で災害のため急速に行う必要があるものに係る事業実施計画については、公衆の縦覧に供することを要しない。

2 前項の規定により縦覧に供された事業実施計画又は施設管理規程について意見がある利害関係人（当該事業に係る土地又は土地に定着する物件の所有者、当該事業に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地、物件又は権利に関し権利を有する者をいう。以下同じ。）は、同項の縦覧期間内に、公団に意見書を提出することができる。

3 公団は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、農林省令で定める期間内に、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、その必要の範囲内においてその事業実施計画又は施設管理規程を修正し、その旨をその意見書を提出した者に通知するとともにその修正に係る部分を記載した書面を農林大臣に提出し、その意見書に係る意見を採用すべきでないことを認めるときは、その旨を理由を附した書面とその意見書を提出した者に通知するとともにその意見書に係る意見の概要及びその意見を採用すべきでないことを認める理由を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

4 公団は、第十八条第一項第一号の事業に係る事業実施計画について前項の規定による修正をする場合には、前条第一項の規定により指示された事業基本計画に違反しない範囲内でこれをしなければならない。

5 公団が第三項の規定により事業実施計画又は施設管理規程を修正しようとする場合には、第十九条第六項の規定を準用する。

6 公団は、第二項の場合において、同項の規定による意見書の提出がなかつたときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

7 第三項の規定によりその意見書に係る意見を採用すべきでないことを認める旨の通知を受けた者及び第二項の規定による意見書を提出した者で第三項の農林省令で定める期間内に公団からその意見書に係る意見を採用するかどうかについての通知を受けなかつたものは、更に意見があるときは、農林省令で定める手続に従い、意見書を農林大臣に提出することができる。

8 農林大臣は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、農林省令で定める期間内に、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、公団に対しその事業実施計画又は施設管理規程に必要な修正

を加えるべきことを指示するとともにその旨をその意見書に提出した者に通知し、その意見書に係る意見を採用すべきでないことを認めるときは、その旨を理由を附した書面とその意見書を提出した者に通知するとともにその書面の写を公団に送付しなければならない。

9 農林大臣は、第七項の場合において、同項の規定による意見書の提出がなかつたときは、遅滞なく、その旨を公団に通知しなければならない。

10 公団が第三項又は第八項の規定により事業実施計画又は施設管理規程に必要な修正を加えたときは、その修正が当該事業に係る利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合を除き、その修正に係る部分について更に第一項からこの項までに規定する手続を行うべきものとする。

11 農林大臣は、第十九条第一項又は第四項の規定により提出された事業実施計画又は施設管理規程について、第一項から前項までの規定により行うべき手続がすべて終了したときは、その旨を告示しなければならない。

12 公団は、第十八条第一項第一号の事業で、これに係る事業実施計画においてその事業の施行によつて生ずべき施設の一部を発電事業又は水道事業を行う者に使用させる旨を定めたものについては、前項の規定による告示があつた後、その発電事業又は水道事業を行う者から、その者が当該施設の

一部を使用する場合にはその事業実施計画に従つてこれを使用する旨の承諾を得なければならない。

13 公団は、第十八条第一項第一号又は第二号の事業については、その事業に係る事業実施計画につき第十一項の規定による告示があつた後（第二十一条第一項ただし書に規定する事業については同項本文の公告があつた後、前項に規定する事業については同項の承諾があつた後）でなければ、その事業実施計画による工事に着手してはならない。

（事業実施計画等の変更）
第二十二條 公団は、第十九条第一項の事業実施計画又は同条第四項の施設管理規程を変更しようとするときは、農林省令で定める手続に従い、その変更に係る部分を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

2 公団は、第十八条第一項第一号の事業に係る事業実施計画の変更をする場合には、第二十条第一項の規定により指示された事業基本計画に違反しない範囲内でこれをしなければならない。

3 第一項の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）については、第十九条第六項及び前条の規定を準用する。

（施設の使用、資金の供給等の認可）
第二十三條 公団は、発電事業又は水道事業を行う者に対し、第十八条第一項第一号若しくは第二号の事業の施行によつて生じた施設の一部を使用せよとするとき、

又は同条第二項第二号に規定する資金の供給を行おうとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、これに関する処分をしようとするときは、政令で定めるところにより、大蔵大臣及び厚生大臣、通商産業大臣、建設大臣又は自治庁長官の同意を得なければならない。

3 公団は、専用施設を新設し、又はその貸付を行おうとするときは、発電事業に係る専用施設の新設又は貸付にあつては農林大臣及び通商産業大臣の認可、水道事業に係る専用施設の新設又は貸付にあつては農林大臣及び政令で定めるところにより厚生大臣、通商産業大臣又は建設大臣の認可を受けなければならない。

（賦課金）
第二十四條 公団は、政令で定めるところにより、第十八条第一項第一号から第三号までの事業によつて利益を受ける者でその事業に係る受益地につき土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三条に規定する資格を有するものその他農林大臣の指定するものに対し、その者の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の全部又は一部を賦課徴収することができる。

2 前項に規定する者が当該事業に係る受益地の全部又は一部をその地区に含む土地改良区の組合員である場合には、公団は、その者に対する同項の規定による賦課徴収

に代えて、その土地改良区に対し、当該賦課金の額に相当する額の金銭を賦課徴収することができる。

3 前二項の規定による賦課徴収の処分は、その処分に係る賦課金の納期限（分割して納入させる場合にあつては、最初に納入させる賦課金についての納期限）前九十日まで、しなければならない。

4 前項の処分を受けた者は、その処分について不服があるときは、公団に対してこれを申し立てることができる。ただし、その処分を受けた日から二十日を経過したときは、この限りでない。

5 公団は、前項の規定による不服の申立があつたときは、同項ただし書の期間満了後三十日以内にこれを決定しなければならない。

（強制徴収）

第二十五条 公団は、前条第一項又は第二項の規定による賦課金の納入義務者がその納期限までにその賦課金を納入しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 公団は、前項の規定により督促をするときは、納入義務者に対し督促状を発する。この場合において督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3 前条第一項の規定による賦課金の納入義務者で第一項の規定による督促を受けたものがその指定の期限までにその賦課金及び第七項の延滞金を納入しないときは、市

町村は、公団の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合には、公団は、その徴収金額の百分の四を市町村に交付しなければならない。

4 市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、公団は、地方税の滞納処分の例により、農林大臣の認可を受けて、その処分することができる。

5 前条第二項の規定による賦課金の納入義務者で第一項の規定による督促を受けたものがその指定の期限までにその賦課金及び第七項の延滞金を納入しないときは、公団は、地方税の滞納処分の例により、農林大臣の認可を受けて、その処分をすることが出来る。

6 前三項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとし、その時効については、地方税の例による。

7 公団は、第一項の規定により督促をしたときは、賦課金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、農林省令で定める場合は、この限りでない。

（土地改良区の組合員に対する経費の賦課）

第二十六条 土地改良法第三十六条第一項、第二項及び第四項（経費の賦課）、第三十八條並びに第三十九條（賦課金の徴収）の規定に

つては、第二十四条第二項の規定による賦課金を土地改良区の事業に要する経費とみなして、これらの規定を準用する。

（県の費用負担）

第二十七条 第十八条第一項第一号又は第二号の事業に係る受益地の全部又は一部をその区域に含む県は、政令で定めるところにより、その事業に要する費用の一部を負担金として公団に支払わなければならない。

（権利関係の調整）

第二十八条 公団が第十八条第一項第一号から第三号までの事業を行つた場合については、土地改良法第五十九条（償還すべき有益費）、第六十二条（地代等の増額請求）及び第六十五条（農地法の適用）の規定を準用する。この場合において、同法第五十九条及び第六十二条第一項中「土地改良事業」とあるのは「愛知用水公団が行う愛知用水公団法（昭和三十年法律第 号）第十八条第一項第一号から第三号までの事業」と、同法第六十二条第一項中「組合員」とあるのは「愛知用水公団法第二十四条第一項の規定による賦課金を納入した者（同条第二項の規定による賦課金に充てられた土地改良区が同法第二十六条で準用する土地改良法第三十六条第一項の規定により賦課徴収する金銭を負担した組合員を含む）」と読み替へるものとする。

（土地改良法の準用）
第二十九条 土地改良法第一百八条（測量、検査等の手続）、第一百十九

条（障害物の移転等）、第二百一

条（急迫の際の使用等）、第二百二十二条第一項及び第二項（損失補償）並びに第二百二十三條（補償金等の供託）の規定については、公団を国とみなし、公団が行う第十八条第一項各号の事業を土地改良事業とみなして、これらの規定を準用する。この場合において、同法第二百二十二条第二項中「第十

条第三項、第四十八條第五項（第九十五条の二第三項及び第九十六条の三において準用する場合を含む。）、第八十七條第三項（第八十七條の二第四項及び第八十七條の三第二項において準用する場合を含む。）、第九十五條第四項、第九十六條の二第五項、第九十八條第九項又は第九十九條第十一項の規定による公告」とあるのは「愛知用水公団法第二十一条第一項（同法第二十二條第三項において準用する場合及び同法第二十一条第十項の規定により同法第二十一条第一項に規定する手続を行つ場合を含む。）の規定による公告」と読み替へるものとする。

第四章 財務及び会計
（事業年度）
第三十条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。
（予算等の認可）
第三十一条 公団は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定による認可を申請する場合には、当該事業年度の業務計画その他予算及び資金計画の参考となる事項に関する書類を認可申請書に添えなければならない。

（決算）

第三十二条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日まで

（財務諸表）

第三十三条 公団は、毎事業年度、農林省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を附なければならない。

3 公団は、第一項の規定による農林大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

（借入金）

第三十四条 公団は、農林大臣の認可を受けて、政府又は国際復興開発銀行以外の金融機関から長期借入金又は短期借入金をすることが出来る。

2 公団は、国際復興開発銀行から長期借入金をすることが出来る。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(債券の発行)

第三十五条 公団は、その国際復興開発銀行からの外貨資金の借入契約に基き債券を引き渡す必要があるときは、政令で定めるところにより、その借入金額を限り債券を発行することができる。

2 外資に関する法律（昭和二十五年法律第六十三号）第三条に規定する外国投資家が前項の債券を譲り受けたときは、当該債券に係る貸付金債権について同法第十三条の二の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

(政府からの貸付)

第三十六条 政府は、公団に対して長期又は短期の資金の貸付をすることができる。

(政府の保証)

第三十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、公団が昭和三十六年三月三十一日まで国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基き外貨で支払わなければならない債務について、一定の金額を限度として、保証契約をすることができる。

2 前項の一定の金額は、七十二億六千万円を同項の借入契約の締結の時ににおける基準外国為替相場（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項の基準外国為替相場をいう。）により換算してアメリカ合衆国通貨をもつて表示した額又はその額を政令で定めるところにより換算してアメリカ合衆国通貨以外の外国通貨をもつて表示した額とする。

(償還計画)

第三十八条 公団は、毎事業年度、長期借入金金の償還計画をたてて、農林大臣の認可を受けなければならない。

(補助金)

第三十九条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、公団に対し、次に掲げる経費の一部を補助することができる。

一 第十八条第一項第一号の事業に係る事業費
二 第十八条第一項第一号又は第二号の事業の施行によつて生じた施設で公団がみずから管理を行つたものについての同項第二号の事業に係る事業費

(余裕金の運用)

第四十条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債及び農林大臣の指定するその他の有価証券の取得

二 農林中央金庫及び農林大臣の指定するその他の金融機関への預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)

第四十一条 公団は、その所有する不動産その他政令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(規程)

第四十二条 公団は、業務開始の際、次の事項について規程を定めなければならない。

一 会計に関する事項
二 役員及び職員との給与及び退職手当に関する事項

2 公団は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(大蔵大臣に対する協議)

第四十三条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十一条第一項、第三十四条第一項若しくは第三項ただし書、第三十八条、第四十一条又は前条第二項の規定による認可をしようとするとき
二 第三十三条第一項の規定による承認をしようとするとき
三 第四十条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき
四 次条の規定により農林省令を定めようとするとき

(農林省令への委任)

第四十四条 この法律及びこれに基

く政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第四十五条 公団は、農林大臣（発電事業に係る専用施設の新設及び貸付に係る事項については農林大臣及び通商産業大臣、水道事業に係る専用施設の新設及び貸付に係る事項については農林大臣及び政令で定めるところにより厚生大臣、通商産業大臣又は建設大臣。以下この章において同じ。）が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十六条 農林大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第四十七条 公団の解散については、別に法律で定める。

(恩給)
第四十八条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員（以下この条において「公務員」という。）又は同法同条に規定する公務員とみなされる者（以下この条において「公務員とみなされる者」という。）が引き続き公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）（以下「法律第七十七号」という。）附則第十条又は恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）（以下「法律第五十五号」という。）附則第四十条の規定の適用については、法律第七十七号附則第十条第一項中「引き続き公務員又は公務員とみなされる者」として在職し」とあるのは「引き続き公務員若しくは公務員とみなされる者又は愛知用水公団の役員若しくは職員として在職し」と、法律第五十五号附則第四十条第一項中「引き続き地方事務官又は地方技官として在職し」とあるのは「引き続き地方事務官若しくは地方技官又は愛知用水公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替へるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替へられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3 公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き

公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて公団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む)は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員としての在職年数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数に通算する。

4 第一項(他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するときを含む)及び前項の規定は、公団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数が普通恩給についての最短期間年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二(再就職の場合の普通恩給)の規定の適用又は準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第四十九條 公団は、前条第一項(他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するときを含む)及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる

金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(国有土地等の管理)

第五十條 農林大臣は、公団に対し、政令で定めるところにより、その同意を得て、第十八條第一項第一号の区域内にある農地法第六十一條各号に掲げるもの(農地法施行法第六條第一項の規定により農地法第四十四條第一項の規定によつて買収したものとみなされるものを含む)の管理を委託することができる。

2 公団が前項の規定による委託を受けたときは、その管理に要する費用は、公団の負担とする。この場合には、受託に係る同項に掲げるものの使用料は、公団の収入とする。

(他の法令の準用)

第五十一條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)、土地収用法(昭和二十六年第二百十九号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第五十二條 公団が第四十六條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした公団の役員又は職員を五万円以下の罰金に処する。

第五十三條 次の場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四條第一項の規定に違反して登記を怠つたとき。

三 第十八條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十一條第十三項の規定に違反して工事に着手したとき。

五 第四十條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第四十五條第二項の規定による命令に違反したとき。

第五十四條 第五條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める。

(公団の設立)

第二條 農林大臣は、第九條第一項の例により、公団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された総裁となるべき者は、第九條第二項の例により公団の副総裁又は理事となるべき者を指名する。

3 前二項の規定により指名された総裁、副総裁、理事又は監事となるべき者は、公団の設立の時において、この法律の規定により、それぞれ総裁、副総裁、理事又は監事に任命されたものとする。

第三條 農林大臣は、第二十條第一項の規定による事業基本計画の概要の公表をした後でなければ、前條第一項の規定による指名をしてはならない。

第四條 農林大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

第五條 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、農林省令で定める手続に従い、その旨を農林大臣に届け出るとともに、その事務を附則第二條第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第六條 附則第二條第一項の規定により指名された総裁となるべき者が前條の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、附則第二條第二項又は第二項の規定により指名された役員となるべき者の全員は、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第七條 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第八條 公団の最初の事業年度は、第三十條の規定にかかわらず、その設立の日始まり、昭和三十一年三月三十一日に終るものとする。

第九條 公団の最初の事業年度の予算については、第三十一條第一項中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(登録法の改正)

第十條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一号ノ四の次に次の一号を加える。

一ノ五 愛知用水公団自己ノ海ニスル登記又ハ登録

(印紙法の改正)

第十一條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ五ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ三 愛知用水公団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の改正)

第十二條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

四ノ三 愛知用水公団

(法人税法の改正)

第十三條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「日本住宅公団」の下に「愛知用水公団」を加える。

(農林省設置法の改正)

第十四條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六條に次の二項を加える。

3 農地局に愛知用水公団監理官一人を置く。

4 愛知用水公団監理官は、命を受けて愛知用水公団の指導監督に関する事務を掌理する。

十四 愛知用水公団の指導監督
を行うこと。

(地方税法の改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「日本電信電話公社」の下に「愛知用水公団」を加える。

第七十二条の四第一項第二号中「日本住宅公団」の下に「愛知用水公団」を加える。

第七十三条の四第一項第一号、第二百九十六条第一号及び第三百四十八条第二項第二号中「日本電信電話公社」の下に「愛知用水公団」を加える。

(土地収用法の改正)

第十六条 土地収用法の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「地方公共団体」の下に「愛知用水公団」を加える。

(国際復興開発銀行からの外貨の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律の改正)

第十七条 国際復興開発銀行からの外貨の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律(昭和二十八年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国際復興開発銀行からの外貨の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行又は愛知用水

公団が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律

本則中「又は日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行又は愛知用水公団」に改め、「第三条第一項」の下に「又は愛知用水公団法(昭和三十年法律第 号)第三十五条第一項」を加える。